資料4

気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）について

外務省・経済産業省・環境省
平成２７年１２月

COP21におけるパリ協定の採択

資料4

● COP21（11月30日～12月13日、於：フランス・パリ）において、「パリ協定」（Paris Agreement）が採択。

✓ 「京都議定書」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。

✓ 歴史上はじめて、すべての国が参加する公平な合意。

●安倍総理が首脳会合に出席。

✓ 2020年に現状の1.3倍の約1.3兆円の資金支援を発表。

✓ 2020年に1000億ドルという目標の達成に貢献し、合意に向けた交渉を後押し。

●パリ協定には、以下の要素が盛り込まれた。

✓ 世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求することに言及。

✓ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新。

✓ すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。

✓ 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。

✓ イノベーションの重要性の位置付け。

✓ 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）。

✓ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。

✓ 我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。

✓ 発効要件に国数及び排出量を用いること。

安倍総理のCOP21首脳会合出席（11月30日）

開会式出席等

- 安倍総理は、議長国主催で開催された首脳会合開会式に出席。
- その後、オランド大統領ほかCOP21首脳会合に出席していた各国の首脳とバイ会談を行ったほか、オランド大統領主催昼食会に参加し、気候変動を初めとする国際社会の課題、二国間関係等について、意見交換を行った。

首脳会合における安倍総理のスピーチ

- 今こそ先進国、途上国が共に参画する温室効果ガス削減のための新たな枠組みを築くべき時
- パリ合意には、長期目標の設定や，削減目標の見直しに関する共通プロセスの創設を盛り込みたい
  日本は、先に提出した志の高い約束草案や適応計画を着実に実施していく
- 今般、途上国支援、イノベーションからなる貢献策「美しい星への行動2.0」を発表
  第一の柱である途上国支援については、2020年に現在の1.3倍、官民あわせて年間約1.3兆円の気候変動対策支援を実施、今回の日本による増額分で、年間1,000億ドルとのCOP15での約束を達成する道筋がつくと考える
  第二の柱であるイノベーションについては、気候変動対策と経済成長両立の鍵は、革新的技術の開発である、「エネルギー・環境イノベーション戦略」を来春までにまとめ、集中すべき有望分野を特定し、研究開発を強化していく
  二国間クレジット制度などを駆使し、途上国の負担を下げながら、画期的な低炭素技術を普及
- 今こそ新たな枠組みへの合意を成し遂げるべき　等を表明した。

「ミッション・イノベーション」立ち上げ式参加

- クリーン・エネルギー関連の研究開発強化に係る国際イニシアティブ「ミッション・イノベーション」の立ち上げ式に参加。（オランド仏大統領，オバマ米大統領，モディ印首相，ビル・ゲイツ氏等が参加）。
- 安倍総理は，この直後に行われた首脳会合におけるスピーチの中で，我が国がこれまで一貫して取り組んできたことと軌を一にするものとして本イニシアティブへの賛同を表明。

COP21における日本政府の対応（1）

- 我が国は丸川環境大臣、木原外務副大臣を筆頭に、積極的に会合に参加し、新たな枠組みはすべての国が参加する公平かつ実効的なものであるべきとの立場を発信するとともに、具体的なテキスト案を提案するなど議論に貢献した。

閣僚級ステートメント

丸川環境大臣より、
- 長期目標の設定
- 各国削減目標の提出･見直しのサイクル、取組報告･レビューの仕組みを法的合意に位置付け　等を主張した。

また我が国の国際貢献として、
- ２０２０年に官民あわせて年間約１兆３千億円の気候変動関連の途上国支援の実施
- 革新的技術開発の強化　等を発表。

さらに国内における対応として、
- できるだけ早期に地球温暖化対策計画を策定
- 排出削減取組を着実に実行
- 適応計画に基づく具体的な適応策の実行　についても発表した。

発言を行う丸川大臣

バイ会談

丸川大臣とファビウス仏･外務大臣とのバイ会談

- 丸川環境大臣及び木原外務副大臣はCOP21議長国フランス、米国、中国、インド、南アフリカなどの主要国の閣僚や潘基文国連事務総長など国際機関の長等、合計１４の国･国際機関と会談を実施。
- 新たな枠組みのあるべき姿、それぞれの主張とともに、合意に向けて協調していくことの重要性を確認した。

COP21における日本政府の対応（2）

各種イベント等への参加

➢ リマ・パリ・アクション・アジェンダ（LPAA）

- 丸川環境大臣は都市・地域をテーマにした公式イベント等に登壇。日本とアジアの都市間連携の取組等をアピール。
- 星野経済産業大臣政務官は、イノベーションをテーマにした公式イベント等に登壇。イノベーションの重要性を強調。

➢ 二国間クレジット制度（JCM）

- 署名した16か国が一堂に会する「第3回JCMパートナー国会合」を開催し、JCMの進捗を歓迎し、引き続き協力してJCMを実施していくこと等を表明。
- 丸川環境大臣とパヘ・フィリピン環境天然資源大臣との間で、両国間のJCMの構築に向けて覚書に署名。
- 我が国を含む18か国が、国際的な市場メカニズムの活用について協力していく意思を示す「炭素市場に関する閣僚宣言」に加わった。

JCMパートナー会合

➢ 日仏環境協力の覚書

- 丸川環境大臣と仏ロワイヤルエコロジー・持続可能開発・エネルギー大臣との間で、両国間の友好関係の強化と、国際及び国内レベルにおける低炭素社会の構築を目指した日仏環境協力の覚書への署名を実施。

➢ 「ジャパン・パビリオン」

- 日本政府として「ジャパン・パビリオン」題するイベントスペースを設置し、国、各種機関・組織、研究者等の取組の照会や議論を行うイベントを多数開催し、気候変動対策に関する我が国の貢献等について紹介。鬼木環境大臣政務官が開会式に出席。

➢ 「第4回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」

- 東アジア地域の低炭素成長について議論する対話を公式サイドイベントとして開催。低炭素成長の優良事例をベトナム、カンボジア、マレーシア、日本から紹介した。

国連気候変動枠組条約第２１回締約国会議（COP21）
京都議定書第１１回締約国会合（CMP11）等
（概要と評価）

平成２７年１２月１３日

日本政府代表団

１．全体の概要と評価

（１）１１月３０日から１２月１３日まで、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第２１回締約国会議（COP21）、京都議定書第１１回締約国会合（CMP11）等が行われた。我が国からは、丸川環境大臣、木原外務副大臣、星野経済産業大臣政務官、鬼木環境大臣政務官、外務・経済産業・環境・財務・文部科学・農林水産・国土交通各省関係者が出席した。なお、１１月３０日には、オランド仏大統領の主催により首脳会合が開催され、安倍総理他が出席した。

（２）「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP）」における事務レベルの交渉を経て、１２月６日以降閣僚間でさらに協議を重ねた結果、最終的に１２月１２日に新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。我が国としては、すべての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されたことを高く評価する。

２．日本政府の対応

（１）「パリ協定」について、我が国は、丸川環境大臣、木原外務副大臣を筆頭に、積極的に会合に参加し、新たな枠組みは全ての国が参加する公平かつ実効的なものであるべきとの立場を発信するとともに、具体的なテキスト案を提案するなど議論に貢献した。

（２）丸川環境大臣が閣僚級ステートメントにおいて日本代表として演説した。すべての国が参加する法的合意をできる限り実効性あるものとすることを改めて強調し、長期目標の設定や、目標の提出・見直しのサイクル、レビューの仕組みを法的合意に位置付けることを主張した。またできるだけ早期に地球温暖化対策計画を策定し、排出削減への取組を着実に実行していくこと、先日決定した適応計画に基づき具体的な適応策を実行していくこと、２０２０年に官民あわせて年間約１兆３千億円の気候変動関連の途上国支援を行うこと、革新的技術開発を強化していくこと等を発表した。こうした発言を通じ、パリ協定の合意を後押しした。

（３）さらに、丸川環境大臣及び木原外務副大臣は、会合期間中に、COP21 議長国フランス、米国、中国、インド、南アフリカなどの主要国の閣僚や潘基文国連事務総長など国際機関の長等、合計１４の国・国際機関と会談を行い、新たな枠組みのあるべき姿、それぞれの主張や合意に向けて協調していくことの重要性を確認した。また、丸川環境大臣は、リマ・パリ・アクション・アジェンダ（LPAA）の都市・地域をテーマにした公式イベント等に登壇し、日本とアジアの都市間連携の取組等をアピールした。星野経済産業大臣政務官は、LPAA のイノベーションをテーマにした公式イベント等に登壇し、イノベーションの重要性を強調することで COP21 後も見据えた温暖化問題解決に向けた議論をリードできるよう主張した。鬼木環境大臣政務官は、OECD 玉木事務次長、GEF 石井 CEO 兼議長などと会談し、新たな枠組みの方向性等、国際機関の見解も聴取しつつ意見交換を行った。

（４）二国間クレジット制度（JCM）に署名した１６か国が一堂に会する「第３回 JCM パートナー国会合」を開催し、JCM の進捗を歓迎し、引き続き協力して JCM を実施していくこと等が表明された。また、丸川環境大臣とパヘ・比環境天然資源大臣との間で、両国間の JCM の構築に向けて覚書への署名を行った。また我が国を含む１８か国が、国際的な市場メカニズムの活用について協力していく意思を示す「炭素市場に関する閣僚宣言」に加わった。

（５）丸川環境大臣と仏ロワイヤルエコロジー・持続可能開発・エネルギー大臣との間で、両国間の友好関係の強化と、国際及び国内レベルにおける低炭素社会の構築を目指した環境協力の覚書への署名を行った。

（６）日本政府として「ジャパン・パビリオン」と題するイベントスペースを設置し、国、各種機関・組織、研究者等の取組の紹介や議論を行うイベントを多数開催し、気候変動対策に関する我が国の貢献等について紹介した。

（７）東アジア地域の低炭素成長の方向性について議論する「第４回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」を公式サイドイベントとして開催した。同イベントに合わせて、第３回までの成果を踏まえた提言集を発表し、低炭素成長の優良事例をベトナム、カンボジア、マレーシア、日本から紹介した。

３．今次会合の成果

（１）「パリ協定」の採択

新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含む COP 決定が採択された。「パリ

協定」においては、

・世界共通の長期目標として２℃目標のみならず１．５℃への言及
・主要排出国を含むすべての国が削減目標を５年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること
・JCM を含む市場メカニズムの活用が位置づけられたこと
・森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み
・適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施
・先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること
・イノベーションの重要性が位置づけられたこと
・５年ごとに世界全体の状況を把握する仕組み
・協定の発効要件に国数及び排出量を用いるとしたこと
・「仙台防災枠組」への言及（COP 決定）

が含まれている。この中には日本の提案が取り入れられたものも多い。

（２）その他の COP/CMP 決定

気候資金、緑の気候基金、長期目標に関する２０１３－２０１５年レビュー、適応委員会、ワルシャワ国際メカニズム、技術メカニズムと条約の資金メカニズムの連携、京都議定書の第二約束期間の実施に関する細則等の COP/CMP 決定が採択された。

（３）次回 COP/CMP の予定

COP22 は、２０１６年１１月にモロッコ・マラケシュで開催されることとなっている。

（了）